

戸籍の窓口

1月21日～2月20日受付分
【当町窓口で受付した方で、町内に住所を有する方を掲載しています】

● 誕生おめでとう ●

鈴木 知花ちゃん (大坂)
雅也さん 智衣さん

高橋 奏多ちゃん (大町北)
尚哉さん 海帆さん

渡邊 彩晴ちゃん (滝山)
歩さん 紗弓さん

● おくやみ申し上げます ●

仲野 周一さん 95 (国見の里)

水越 義昭さん 83 (大坂)

赤井畑フテさん 99 (駅前)

中村 一郎さん 95 (山崎小館)

吉田 唯七さん 90 (第4)

高橋 正明さん 93 (第11)

小紫 勝佳さん 54 (山崎宮館)

野村 安夫さん 73 (板橋)

吾妻 まささん 92 (第3)

佐藤 啓次さん 77 (貝田)

高橋やゑ子さん 72 (山崎北)

掲載を希望されない方は、届出の際にお申し出ください。

4月の相談会

「心配ごと相談」 「障がい者相談」

開催日	4月11日(金)、25日(金)	4月16日(金)
時間	午前9時から正午	午前10時から午後4時
場所	観月台文化センター 第2和室	観月台文化センター 第2和室
相談員	民生児童委員	NPO法人「ひびきの会」

※秘密は厳守します。費用はかかりません。予約制ではありません。気軽に来場ください。

保健福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793

戸籍の窓口からのお知らせ

平日木曜日は住民生活課戸籍係窓口業務を午後7時まで延長しています

「窓口延長の日」3月14日、28日
4月4日、11日、18日、25日

「交付できる証明書等」住民票・戸籍証明書、印鑑登録証明書の交付、印鑑登録、戸籍の届出

※取扱いできない手続き…転入・転出・転居等の住所異動の届出、税証明書等の交付はできません。

※詳しくは、戸籍係まで問い合わせください。

住民生活課戸籍係 ☎ 585-2115

人口と世帯

平成31年1月31日現在

※ 広報くにもみでは住民基本台帳人口を掲載しています。

人口	9,159人 (±0)
男	4,414人 (△2)
女	4,745人 (+2)
世帯	3,418世帯 (△3)

広報くにもみに掲載された写真を希望する方は、総務課

☎ 585-2111 (代表) まで連絡ください。

広報くにもみ&町ホームページに 広告を掲載してみませんか?

町では、広報くにもみや町ホームページに掲載する有料広告を募集しています。詳しくは問い合わせください。

申込期限(5月号掲載分): 4月10日(金)まで

広報くにもみ	
1枠 (縦45 ^ミ ×横174 ^ミ)	12,000円/1回
半枠 (縦45 ^ミ ×横84 ^ミ)	6,000円/1回
ホームページ	
1枠 (トップページ下段)	6,000円/月

総務課文書広報係 ☎ 585-2113

ヨコ 174^ミ

タテ 45^ミ

ミスピーチ募集 締切 4月24日(金)必着

福島県の果物の魅力を全国にPRする「2019 ミスピーチキャンペーンクルー」を募集します。

■応募資格/①から③のすべてを満たす人

- ① 18歳以上で心身ともに健康な人(高校生は除く)
- ② 県内に居住、または在勤・在学しており福島市役所などに通勤可能な人
- ③ 年間20日以上活動ができる人(※特に7月から8月は他の要件よりも優先して活動に専念できる人)

■募集人員/10人以内 ■選考会/5月11日(金)

■応募方法/応募用紙を次の応募先に持参または郵送・FAX(533-2725)で提出。福島県くだもの消費拡大委員会ホームページからの応募も可能です。

■応募先/〒960-8601 福島市五老内町3-1 福島市役所農業振興室内「キャンペーンクルー」係

福島県くだもの消費拡大委員会事務局 ☎ 529-7663

「広報くにもみ」をもっと身近に

スマートフォンやタブレット端末などで、いつでもどこでも簡単に「広報くにもみ」を読むことができるよう、「マチイロ」「マイ広報紙」を導入しています。ぜひ、ご利用ください。



マチイロ
マチを好きになるアプリ



ダウンロードはこちら



市区町村の広報紙をネットやスマホで

マイ広報紙



ホームページにアクセス



国見町議会議員一般選挙

投開票日は6月2日(日)です

平成31年6月18日で任期満了を迎える国見町議会議員一般選挙を次の日程で行います。詳しくは、広報くにもみ4月号でお知らせします。



投開票日 6月2日(日)
告示日 5月28日(金)

町の未来につながる一票をお願いします!

選挙管理委員会事務局 ☎ 585-2111

相続登記 Q&A

第5回 「遺言分割協議ができない?」

Q 父が亡くなりました。相続人は私、妹、弟の3人です。遺産分割協議を行いたいのですが、一番下の弟は3年前から音信不通です。

父の遺産をすべて私が相続したいのですが、行方不明の弟を除いた2人で遺産分割協議ができますか?

A 遺産分割協議は、相続人全員が参加する必要がありますのでできません。

行方不明者がいる場合は、家庭裁判所に不在者財産管理人の選任を申し立て、不在者財産管理人が行方不明者の代わりに遺産分割協議に参加し、遺産を分割します。

また、認知症などで同意の意思表示が出来ない方がいる場合には、家庭裁判所に成年後見人の選任を申し立て、成年後見人を含めた相続人全員で遺産分割協議を行う必要があります。

今回は、第6回「相続しないってできるの?」をテーマに案内します。

不明な点は問い合わせください。

福島県司法書士会 ☎ 534-7502

福島地方法務局 ☎ 534-2045



広告掲載